

第3部 災害復旧計画

第1章 震災復興本部の設置

1 震災復興本部準備室の設置

- 区長は、震災後3日以内に震災復興本部の立ち上げ準備を進めるため、区本部に「震災復興本部準備室」(以下、「復興本部準備室」という)を設置する。
- 復興本部準備室には、政策経営部企画課長、総務部危機管理担当課長及び都市整備部都市計画課長の職にある者を充てる。

2 震災復興本部の設置

- 区長は、地震によって被害を受けた地域が相当の範囲に及び、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられる重大な被害を受けた場合に、震災復興本部を設置する。
- 震災復興本部は、被災後、1週間以内に立ち上げ、震災復興基本方針及び震災復興基本計画(震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに都民生活の再建及び安定を図るため、東京都震災対策条例第56条に基づき策定する計画)を早期に策定し、震災復興後の都市ビジョンや区民生活ビジョン、震災復興の目標、事業指針などを区民に明確に示した上で、具体的な震災復興事業を推進していく。

3 総合復興局の設置

(1) 総合復興局の編成

- 本部長は、震災復興に係る事業計画、財政計画、人事計画等を総合的に調整するため、復興本部に副本部長を長とする総合復興局を設置する。
- 総合復興局には、政策経営部長、都市整備部長、政策経営部企画課長、総務部危機管理担当課長及び都市整備部都市計画課長の職にある者を充てる。また、必要に応じて、本部長が指名する者を加えることができる。

(2) 総合復興局の分掌事務及び役割

- 総合復興局は、震災復興事業の推進にあたって必要となる重要事項に関する全庁的な調整を行う。
- 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、都、他区など関係機関との連絡調整を行う。
- 「震災復興基本方針」及び「震災復興基本計画」を策定し、各部局による個別計画等の策定を総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- 総合復興局長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整する職務を有するため、その範囲内で各部の事務を総括する。

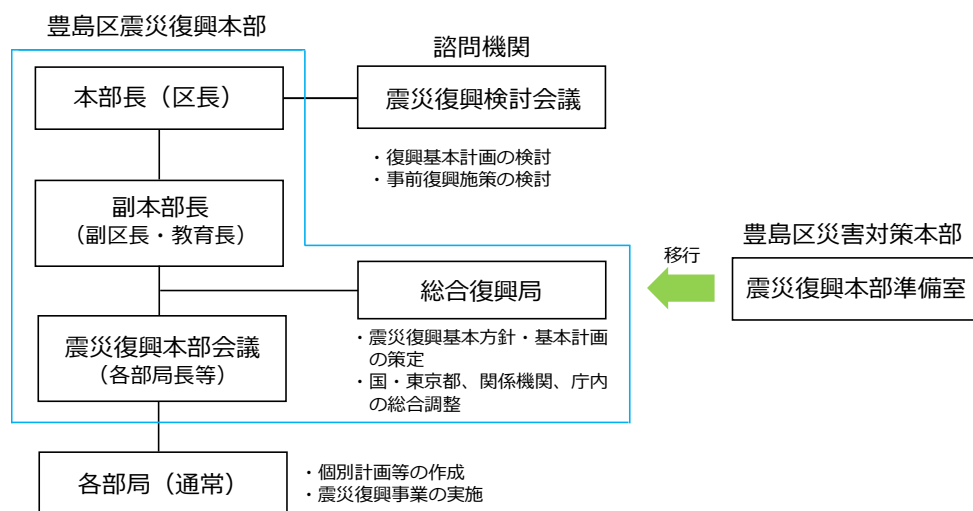
(3) 震災復興本部の役割及び区本部との関係

- 震災復興本部は、震災復興事業を長期的視点に立って迅速かつ計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する区本部とは、その目的と機能が異なる。
- しかし、震災復興に関する活動は、被災後間もない応急対策の段階から連続して進めるものもあり、区本部が所掌する応急的な事務事業のうち、震災復興にも関係し、大きな影響を与えるものは、両本部が緊密に連携して取り組む。

【目的と根拠法令】

	区本部	震災復興本部
目的	○震災発生直後からの応急・復旧対策を臨時的、かつ、機動的に実施することを主な設置目的とする。	○被災直後から応急・復旧対策が一段落した段階で、復興対策を計画的に実施することを主な設置目的とする。
根拠	災害対策基本法	豊島区震災復興の推進に関する条例
設置期間	発災直後～2週間程度	発災後1週間～数年

【震災復興本部と区本部との関係】



第2章 復興計画

1 復興の基本的な考え方

- 大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

(1) 都市復興

- 大きな被害を受けた地域のみでの復興にとどまらず、区全体の防災性の向上をめざして、都市基盤施設の充実などにより、「被災を繰り返さない都市づくり」を推進する。
- 復興の整備水準は、現状の回復にとどまらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現をめざす。そのために、将来世代も含めて、人々が快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」としていく。
- 区民、都、事業者など多様な主体の協働による都市づくりを進める。

(2) 生活復興

- 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ること最優先する。
- 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- 個人及び事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 震災復興基本方針の策定

- 本部長は、復興後の区民生活、市街地形成のあるべき姿及び実現に向けた基本戦略を明らかにするため、復興本部会議の審議を経て、震災後2週間以内を目途に「震災復興基本方針」を策定し、公表する。

3 震災復興基本計画の策定

- 本部長は、震災復興基本方針に基づき、復興に係る最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と区が実施する復興事業の体系を明らかにする。復興計画の策定にあたっては、次の手続きを踏んでいく。
 - ◆本部長は、震災復興検討会議を招集し、計画の理念等の検討を依頼する。
 - ◆本部長は、震災復興検討会議の提言を踏まえ、復興本部会議の審議を経て、震災後6か月を目途に復興計画を策定し、公表する。

【豊島区震災復興検討会議】

- 震災復興に関して知見を有する学識経験者等で構成する「豊島区震災復興検討会議」を設置し、平常時(震災前)は震災復興に係る基本方針及び個別施策を検討する。
- 震災発生後は、本部長の諮問機関として、本部長の依頼に基づき、震災復興計画の理念等を検討して提言する。

4 震災復興条例と震災復興マニュアル

- 区は、平成 25 年3月に被災後、速やかな復興施策を展開するため、「豊島区震災復興の推進に関する条例」を制定した。
- 震災復興にかかるプロセスを迅速かつ適切な遂行に必要な手順等をまとめた「豊島区震災復興マニュアル(都市・住宅復興編、生活・産業復興編)」に基づき、震災復興に関わる業務にあたる。
- 地域防災計画に基づく震災復興の推進にあたり、担当部局や具体的な手順等を示す計画として震災復興マニュアルを位置づけ、毎年見直しを図るとともに、必要に応じて修正する。
- 被災後の復興まちづくりを円滑に進めるため、住民参加によるワークショップ形式の復興まちづくり模擬訓練を継続的に実施し、震災復興マニュアルや事前復興ビジョンを充実させる。

【震災復興マニュアルの構成と取組内容】

- 第1編 総則・体制編
 - ◆第1章 復興体制の整備
- 第2編 都市・住宅復興編
 - ◆第2章 都市の復興
 - ◆第3章 地域協議復興
 - ◆第4章 住宅の復興
- 第3編 生活・産業復興編
 - ◆第5章 暮らしの復興
 - ◆第6章 教育・文化・地域の復興
 - ◆第7章 仕事と産業の復興

5 事前震災復興基本方針の策定

- 震災が発生した場合、震災からの迅速な復興を遂げるため、できる限り早期に震災復興基本方針を策定する必要がある。
- しかし、震災直後は、応急対策に時間を要する状況において、中長期的な視点に立って震災復興基本方針を策定することは極めて困難である。そのため、震災前に震災復興方針を検討し、「事前震災復興方針」を策定しておくことにより震災後の迅速な復興につなげる。
- 震災復興本部の役割分担に応じて、政策経営部(企画課)は、事前震災復興方針等の検討・策定、震災復興検討会議の設置・運営にあたる。
- また、総務部(防災危機管理課)は防災対策、都市整備部(都市計画課)は都市復興、各部局においても業務に関する事項について検討し、事前復興方針等に反映させる。

6 復興財源の確保・復興基金の活用

(1) 豊島区防災災害対策基金の活用方針

- 区は、災害予防、応急復旧対策、震災復興の推進に必要な財源を確保するため、平成28年度に「豊島区防災災害対策基金」を設置した。

○今後、地域防災計画や都市再生安全確保計画、受援計画等の策定・継続的な見直し、計画的な備蓄物資の確保・防災施設の整備、発災後の緊急応急対策などに活用し、防災対策の充実・強化に取り組んでいく。

(2) 復興財源の確保・復興基金の活用

○震災後の応急・復旧対策、復興対策を迅速に展開していくため、総務部は政策経営部と連携して、過去の事例や被害想定による復興財源の事前検討や復旧・復興財源の算出準備を進める。

○あわせて、震災後に東京都が創設予定の復興基金への出損及び事業メニューの事前検討に取り組む。